

関税評価に関する取扱事例について

財 関 第 876 号
平成 19 年 6 月 26 日

〔改正財関第 639 号〕
平成 23 年 6 月 2 日

〔改正財関第 746 号〕
平成 23 年 6 月 30 日

〔改正財関第 310 号〕
平成 25 年 3 月 30 日

〔改正財関第 318 号〕
平成 26 年 3 月 31 日

〔改正財関第 702 号〕
平成 27 年 6 月 30 日

〔改正財関第 465 号〕
平成 30 年 3 月 31 日

標記のことについて、WCO 関税評価技術委員会の採択文書を参考として別紙のとおり取りまとめたので、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

なお、本通達の実施に伴い、「課税価格に含まれる特許権等の対価の取扱事例について」(平成 18 年 6 月 14 日財関第 722 号)及び「課税価格に含まれる物品及び役務に要する費用」及び「課税価格に含まれる売手帰属収益」の取扱事例について」(平成 18 年 10 月 12 日財関第 1247 号)は、廃止する。